

第8回会議議事録

期 日 平成16年7月14日（水）
ところ 中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議

○会長（熊倉）

委員の皆様お暑い中、お集まりいただき、心からお礼を申し上げます。昨日の雨による被害が県内で発生しておりますが、幸い当地域の方においてみでは軽微というような形で過ごすことができっておりますが、まだ今日これで終わったというわけでもありません。お互いまた十分留意しながら、かつてのああいうような悪夢が二度と起こらないように、これからも頑張ってもらいたいということをお互いにまず確認し合いたいと思います。

そういうような中で、大変お忙しい時期だと思っておりますけれども、こうやって皆様たちにお集まりいただき、この協議会を開けますこと、大変ありがたく思っております。特に今回は、かねてから話し合っておりました地区における説明会というものを前にいたしまして、ある程度地区の説明に入った場合には相当具体的な質問が出るであろうと、できるだけそれに対応する資料を整えたいというつもりでやっておったのでありますけれども、なかなかやっぱりいろんな事務量もありまして、十分用意することのできなかつたこと、大変恐縮に存するところではあります。大体事務局の方でまとめていただきましたある程度この資料等に基づいて両町村で回り得るのではなかろうかという感じもいたします。そして、お盆前までにこの地域の説明会をやり、そしてその声を十分取りまとめて8月末の任協でほぼ任協の役目を終わり、9月には法定協で改めて立ち上がっていくというような、そういう手順でこれから進ませていただこうかなというふうに思っております。そういうような意味で、これからの議事進行、こうしたことについてご理解、ご協力を賜りますことを冒頭お願い申し上げます。あいさついたします。きょうは、本当にありがとうございました。

○事務局（羽田野）

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長にお願いいたします。

○議長（熊倉）

それでは、議長といたしまして議事を進めさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局より委員の出席について報告願います。

○事務局（羽田野）

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち、出席いただいている委員は33名、欠席の委員は2名であります。副会長であります黒川村長さんの方は不幸がございまして、欠席を届出ております。それから、須貝委員さんの方についても、欠席の届けをいただいております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり、委員数35名のうち、出席いただいている委員は33名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

○事務局（羽田野）

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人2名、報道関係者1名から申し出を受けております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま事務局より報告がありましたとおり傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条により、本日の会議は公開とすることとしてよろしいか、お諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、お手元の会議次第に従いましてこれから進めさせていただきます。

それでは、議案第33号 消防団の取扱いについては、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましては、前回提案説明させていただいた案件でございます。ご質問、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ、片野さん。

○片野委員（中条町）

調整方針のところでございますが、定員は合併時まで調整する、この意味は私どもとしてはわかっておるのですが、このままでやってしまいますとほかの方々、一般の方々はこの合併時まで定員削減という形でとるのではないかと思いますので、ちょっとこの言い方を変えていただきたいと思っておりますというのが私の意見なのでございますが、いかがでございましょうか。

○議長（熊倉）

事務局。

○野沢総務課長（中条町）

確かに今片野委員のおっしゃったとおり、調整方針では団員については触れておりません。したがって、わかりにくかったかもしれません。しかし、この調整方針は、現在の団員についてはそのまま新市に引き継ぐと、そして定員とあわせて新市で調整をしたいとするものであります。

以上です。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

○片野委員(中条町)

はい、よろしゅうございます。

○議長(熊倉)

ほかに。

黒川の消防団の方はよろしゅうございますか。

○坂上委員(黒川村)

はい、ございません。

○議長(熊倉)

それでは、格別ご質問がないようでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、議案第33号の消防団の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第34号 各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件であります。この案件につきましても、前回提案説明させていただいた案件でございますので、ご質問なりご意見がありましたらお願いをいたします。ご質疑願います。

事務局で補足等ありませんか。

○野沢総務課長(中条町)

特にありません。

○議長(熊倉)

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご質疑もないようでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第35号 各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件であります。この案件につきましても、前回提案説明させていただいた案件でございますから、ご質問、ご意見等ご

ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問がないようでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、議案第35号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

次に、議案第36号といきたいところでありますけれども、議案第36号の環境衛生に関する取扱いは、前回既に確認をいただいておりますので、ここが飛んでいるということをご承知おきいただきたいと思っております。

それでは次に、議案第37号 使用料・手数料等の取扱いについてを議題といたします。これも、前回からの継続協議の案件でございます。この案件につきましては、今ほど申しますように既に提案説明させていただいた案件でございますから、ご質問なりご意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご質問がないようでございますので、原案のとおりとさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号の使用料・手数料等の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。

以上、議案第37号までの審議を一応終わります。

次に、議案第38号 一般職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。特にこの案件につきましては、この38号と39号、特別職の身分の取り扱いについてこの次出てくるわけでありましたが、これから事務局から説明はお願いしますが、これは集落の説明会に行きますときに住民側から当然いろんな意味で質問も出てこようかと思っております。したがって、このことについてはこの次に決めるというのではなくて、きょういろいろご意見いただいて、ここで決めていきたいというふうに思っておりますので、十分ひとつご審議のほどお願いを申し上げます。

事務局、説明をお願いします。

○野沢総務課長（中条町）

それでは、議案第38号について説明いたします。

1ページをお願いしたいと思います。定数と職員数ということで、中条町では職員の定数は373名でありますけれども、実際の職員数は283名であります。黒川村につきましても、定数が233名、そして職員数は162名となっております。下の参考の予算上の職員数でありますけれども、これは上の方は三役等が含まれておりませんので、若干上の数字とは違います。ただ、その次の職種別職員数につきましては、一般事務を初め運転員まで中条町は283名、このような職種別職員数になっております。黒川村さんも初め、一般事務から運転員まで162名と、こういう状況でありますし、職員の平均給料月額及び平均年齢ということで、年齢が違いますので、なかなか比較ということは難しい部分もあります。ただ、公表されている資料がこれしかなかったので、平均年齢は違いますけれども、それぞれ中条町、黒川村、そして国、県、こういうことでそこに比較させていただきました。

現状における黒川と中条町の給与の水準についてもう少し申し上げれば、15年の数字でありますけれども、ラスパイレス指数ということで全国同じ水準で給与水準を比べる数字があります。国を100とすればということの話でありますけれども、中条町は92.7%であります。黒川村が81.8。ただ、この数字だけではちょっとイメージがつかないと思いますけれども、県内の111市町村のうちで、15年度であります。中条は、75番目に位置しております。上から数えてであります。黒川村はさらにその下と、こういうふうになります。この一般職の職員についての給与等の調整につきましては、いろんな方法があるというふうに思っております。

参考までに、まず阿賀野市の例を紹介したいというふうに思います。阿賀野市の場合については、まず8級のモデル給与表を作成いたしました。そして、4町村の統一の昇格運用基準を作成いたしました。要するに昇格運用ということは、ここに来たらこういうふうになりますよとか、そういう基準であります。そして、4町村の全職員について、それぞれ採用後から統一基準の昇格運用で行った場合の給料額を計算し、そして現在もらっている給料額と比較、そして予算を算出したところであります。しかし、各町村ごとにそれで決裁をもらいましたけれども、その結果要するに予算額が非常に大きくなったため、各町村において再調整をいたしました。大幅に増加する職員は、単に今の給料から昇格にとどめるなどいろんな調整方法があったわけでありまして、その再調整については各町村まちまちであったというふうに聞いております。そして、その結果、現在の給料を再計算して下回った場合については昇級延伸をしたと。当然現給保障と、こういう言葉になろうと思います。今何が課題かと、こういうふうになりますというと、特に中堅クラス、6級の係長を中心にして昇級延伸の人たちが大勢いるというのが今の阿賀野市の課題であると、そんなふう聞いております。

いま一つ、佐渡市の場合、これも多くの市町村が合併したわけでありまして、それぞれの町村の昇格、昇級基準が全く違うわけでありまして、したがって、佐渡市の場合については、同じように8級のモデル給料表を策定しました。そして、そのまま現給保障のみということでその給与表に当てはめたわけでありまして、したがって、格差の解消の方策の取り組みは現在のところ全く行っていない、聞いたところに

よりもとそういう状況であります。したがって、この場合についても格差の解消の方策をやっていないわけですから、何か課題かということ、例えば課長の場合、6級の課長もいれば8級の課長もいると、こういう課題があると、そういう状況にあります。

しからは、黒川と中条の調整方針、ここに入りたいと思いますけれども、まず一つ目は、これは基本的なことですけれども、一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする、これが一つであります。

次は、職員数については、新市において定員適正化計画を作成し、適正化に努めるものとする、こういう方針であります。このことは、合併における大きな効果の一つであります職員の減、これを今後適正な職員数にやっていきたいと、極力職員を減らして人件費を減らしてその部分をいろんな投資に充てたいと、こういう方針であります。

次の職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図ると。まだこの辺については漠然としておりますけれども、現在わかりやすい効率的な組織機構について今検討中であります。したがって、どういう機構になるか今もってまだ決まっておられませんので、現時点ではこういう方針しか出せない、ということになります。

最後であります。職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整すると、これが調整方針であります。先ほど説明したように、中条町と黒川村の給与の水準が違います。それは、それぞれの町村で昇格、昇級の基準が違うからであります。したがって、仮に1年間で黒川村の給与水準を中条町の例の、中条町の制度によって同じようにするならば、もちろん一人一人計算したわけではありません。本当の概算で平均年齢を出して、平均の給料額を出して比較したわけでありまして、おおよそ1年間で1億円程度の差額が出てまいります。したがって、そのことを考えればやはり合併で財政の部分についても考えなくてははいけません。したがって、調整方針は段階的に調整をしたいとする、こういう方針であります。

それで、今ほど職員の給与について1年間で解消しようとするれば1億円と言いました。基本的に合併をすれば人件費が上がるというふうな、そういう考えにもなるかと思えます。しかし、先ほど私が定員適正化計画を作成し、適正化に努めると、こういう方針を出しました。したがって、極力職員を削減というか、要は適正な職員数を削減し、その部分で人件費が浮いてくるわけですから、職員の給与の増、それ以上に職員の給与の削減はできると、こういうことありますので、そのこともつけ加えて説明したいと思えます。

以上です。

○議長（熊倉）

今事務局の方から説明のあったところでありますが、ご質疑等あればお願いをいたします。端的に今調べてみますと、両町村とも比較的人員は圧縮して、そしてラスパイレスからしてみても国の基準から見ると低く抑えてやってきておったということでありまして、本来この町村合併を行った場合のメリッ

トというふうには打ち上げていくと、なかなか中条と黒川の場合にはそのメリットは既にもう発揮しておるところでありまして、発揮しておる両町村に対しても余りメリットが出てこないというような、そういう何かちょっと今後の説明に種不足だなという感じもしないでもないのですが、とにかく県下における水準からすると人員の割合も給料の割合もぐうんと締めて今までやってきておると。だから、締めてやってきておるから汁は余り出ないのでありますけれども、しかし黒川と中条の場合における職員給料の差というものも低いなりにまた差があるわけでありまして、それを一気に本給並びに各手当、こうしたもの等を含めると、一気に中条並みに直すと1億円ちょっと出ると。そうすると、合併でそういう人件費とかが儉約なるといふふうに一般には知り得ているのに、それが増すということは何事だということにもなりますので、そういうことについては職員から、黒川の職員については若干我慢してもらって、スライド方式で追いついてもらおうという形をとらせてもらいたいということでありまして。その年限等については、合併する職員等は一日も早く一応スライドさせてもらいたいということだと思っておりますけれども、やっぱりそういう財源的なもの等を見てこれから新町の財政計画も立てていかねばならぬわけでありまして、務めて早い時期に追いつくようにはいたしたいと思いますけれども、今のところ試算すると3年ぐらいの間でこれを是正していかねばならないのか、やっぱり職員からも了解得られ、地域の人たちからも了解得られる範囲というのは3年前後、そこらあたりを、もう少し試算してみないとわかりませんが、その辺のめどでこの調整を図りたいなというふうに思っているところでありまして、皆様の方からいろいろご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思います。

はい。

○渡辺委員（中条町）

今ほど定員の適正化計画というお話出たのですが、民間であれば即、次年度は何人オーバーだから、はい、何人リストラだとかというふうな数値でそのまま出ていくのですが、公務員の場合ですと、例えば定員管理的なものというのは、要は採用を控えるとか、あと退職の自然減だとか、そういったところで調整をしていくような形になるかと思うのですが、例えばそういったときに、ある程度はシミュレーションというのはされていると思うのですが、その辺の形だけで対応していこうとしているのか、あるいはまた別な策というのはあるのか。どこかへ出向、出すというふうな形にもならないかと思うのですが、それが一つと。

今の給料の関係なのですが、給料の場合ですと要するに段階的、今ほど会長の方から目安としては3年だと。給料イコール退職金に影響している可能性が大だと思うのですが、その辺でもって、調整の段階でもってかなり影響してくる可能性があるのか。黒川さんの職員の皆さんが、この3年の調整の間に例えば該当者が結構いるといったときに、何だ、おれちょっとすればもう対象なのだけれどもとか、いろいろな問題というのは生じていないのかどうか、その辺もある程度考慮した上での一応目安というふうな形になっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○野沢総務課長（中条町）

今渡辺委員の言われたとおり、まず職員数であります。渡辺委員のご指摘のとおり、退職に対して採用を抑えて、そして職員数を減らしていくと、基本的にはそういう方法になろうと、そういうふうに思っております。そして、今言った調整の方でありますけれども、確かに退職金ということで影響は出てまいります。したがって、当然現給保障ですから、下がるということはないのでしょうかけれども、今会長がおっしゃったとおり、できるだけ早く解消はしたいというふうには考えております。

したがって、これから財政計画ともかみ合わせしないといけないのですけれども、きょう皆さんのところに、後でこれ説明があると思います。住民説明会資料ということで、このページのところで、たしか9ページにあらうと思います。財政面から見た合併の効果ということで、これは今現在考えている。あくまでもこれからやっていきたいとする部分はありますけれども、特に職員数について通常であれば類似団体と比較をしてやっていくわけですけれども、できるだけ職員数を減らして、そしてやっていこうと、こういうことでとりあえず計算した結果、10年間で3億6,526万円と、こういうことで試算しております。言いかえれば、できるだけ早い時期に、同じ仕事をしていますので、黒川村、中条町の職員が同じ給与になるように努力したいと、そういうふう考えているところであります。

以上です。

○議長（熊倉）

はい。

○佐藤総務課長（中条町）

今、給与のお話でございます。退職関係のお話でございますが、ことし退職する人もおります。今年度退職した方もおられます。来年度退職される方もおられますが、この事業を一つの過渡期といいますか、切りかえの時期というのはやはり委員さんおっしゃるようなことはあると思います。しかし、合併しなければその形の中での金額でございますし、退職なるわけでございますので、そういう形ではそういう大きな疑義はないものと考えてございます。

○議長（熊倉）

はい。

○小野委員（黒川村）

年金も相当変わっていくのではないのでしょうか、退職金だけでなく。それはどうですか。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○野沢総務課長（中条町）

はい、ご指摘のとおりであります。当然給料の額が変われば年金の額も変わるというふうに思っています。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○丸岡委員(中条町)

ただいまの説明の関連でありますけれども、まず先ほど会長の説明の中で、これが住民説明に当たって、中条もかなり抑えてきているし、黒川も抑えてきているから、住民説明の中ではそう大きなメリットといたしますか、そういったふうには町民から、あるいは村民から移らないというようなお話でありましたけれども、現実問題中条町の職員の給与、それから黒川の関係において非常に差があるわけですし、ひとつ中条町だけをとってみてもラスパイレス指数ですか、これが92.7%、県内で75番目という位置にあるわけです。これらについてはどのように考えていくのか。それとあわせて黒川の調整がどうなのか。黒川を中条に合わせていくに当たって3年間だったら3年間をめどということは、中条町は3年間抑えるというふうになると思うのです。ですから、これからの給与体系を、先ほど課長の説明では10年間で職員数においてこれだけ減ると、したがって3億6,000万ぐらいですか、それぐらいの財政的な支出は抑えられるというような話でありますけれども、やはり全体的にこれは考えていかなければならない問題だと思えますし、むしろ町民説明会においては新市において適正化計画を策定するというふうになっていきますけれども、おおよそのものを示していかなければならないのではないかと。そうでないとなかなか町民あるいは村民の方たちは理解できないのではないかと私は思うのですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（熊倉）

最初のちょっと誤解あってもいけないのですけれども、大勢の町民はこの町村合併というのを行った場合に、人件費の削減によるメリットというの大きいであろうと。十何億、あるいは場合によれば二十何億というような、そういう大台の数字を期待しているのだと思うが、それを出せない状況だということをやちょっと申し上げたのです。だから、よそで一般的に言う公式上のメリットというものは、必ずしも中条の場合を見ては余り大きくうたわれないなというそんな気持ちを申し上げたところですから、ご理解いただきたいと思えます。

それから、ラスパイレスについて、これは当然今後の課題として決して、職員も一生懸命にやってもらうようにし、かつラスパイレスは75なんて言わないで、少なくともまず早い時期にこれから市にでもなっていけば各市とのあれも見ながら努力していかなければならないとは思いますが、今そこにラスパイレスを考えていく時期ではないだろうと。まず、やっぱり両町村のバランスをとり、そしてある程度安定した段階で今度全県の各市の給与体系を眺めた上でどう改善を図るかという、そういう段階を踏みつつ直していかなばならぬだろうというふうにも思っております。

そしてまた、その段階的にあるというときについて、中条の職員は足踏みをするということで私は考えておりません。足踏みするのではなくて、これもまだ事務局で何もそこ打ち合わせしているところではないのですけれども、例えば6段ぐらいにしてやっていけば、出費も相当あることはあるけれども、

多く、3号給ぐらい違っているとすれば、3年間で是正できるのではないのかという意味から私が3年というふうに言っているわけですし、それがどうしても中条町は中条町1年のところを黒川の人々は6カ月で昇級をさせるとかという手順を講じながら徐々に、徐々に近づけて、3年後になれば同一学歴、同一年齢ぐらいになったらほぼ同じような給与体系になるようにするということを今考えているのですが、みんなで諮って確定しなければどうこうとは言いませんけれども、あえて私の方の希望からすればそんなこと等も含めて今後段階的に措置をするという表現でひとつきょうはご理解をいただければなというふうに思っています。

はい、どうぞ。

○齊藤委員(中条町)

ただいまの件につきまして全く幼稚な意見でございますけれども、同じ公務員でも大分格差がつくものなのだなという現実がわかりました。大分差があるわけですが、これを大体3年間をめぐりして、スライド方式にして調整をというお考えもわかったのですけれども、合併した段階でやはり職員の交流ということで、中条の職員だった方が黒川に行かれ、黒川からまた中条の方に来られると。そして、給料日になると、同じ仕事をしていても、頭の中では理解はしているのだけれども、現実には中条の職員だった人と黒川の職員だった人はこれくらいのちょっとまだ差があるのかなと、こう感じを持ったときに、やる気に多少の影響は出るか、あるいは何となく両職員に対して寂しさを感じるのではないかなと、こう思うのですけれども、その辺は適当に割り切らなくてはならないものなのではないでしょうか。

○議長(熊倉)

大変ありがたいご指摘で、私もできればそうしたい。そうしたいのだが、今合併の効果ということが一般の人の頭の中にあるのに、中条の合併の場合は合併したら1億何ぼ人件費がふえたとさというそれしか、その数字がひとり歩きするので、それは避けねばならないだろうと。そして、合併後半年、1年後に少しずつ上がって行って、それは財政上今の三位一体という形のものも、もう少し流れで財政的にやや余裕あるとすればそれを早めることはこれやぶさかではありませんけれども、一面やっぱり住民感情的からいって見て納得いただけるかいただけないかということで、事務局の方にするともう少し長くした方が財政のスライドからいくといいのではないかという意見もあるのですけれども、まだ事務関係で正式な打ち合わせをしないところで、私個人単独で3年をめぐりとは言っているところですが、これだってまだもう少し財政というものを積み重ねてみないと、やっぱり人件費が一番問題ですから、給与関係、それから退職補充をしないということ等によって、退職者の補充をしないにも限界もあるわけですね。やっぱり新規採用は苦しくてもそれはしなければならぬ範囲もありますので、それらのバランスを見ながら総合調整をして、給料全体のボリュームというものをしながら段階的にこれの改善を図るというようなこと等について表現的には了承いただければなということでもあります。今のようなお話、大変事務局とすれば涙の出るようなありがたいことでもありますけれども。

はい、どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

ただいまの3年という提案に対しては賛成でございますが、それとこれからそういう金額的なことにこだわる余り、職員の勤務意欲、これらが実質的に少なくなっても行政サービス落とさないようにしてもらうためには、給与というものはやはりそんなに低くできないのではないかなというふうにも考えるわけでございます。ただ、一般職でなくて特別職も今後あるわけなので、それらをあわせてこれら考えて、それと手当、この場合は給料ということになっておりますけれども、給料と諸手当とか、そういうのもどういうふうに具体的にするのか、あるいは残業した場合の手当とか、そういうの具体的にどういうふうな形になるのか。

○議長（熊倉）

それらも、給料という中には手当も全部含むわけですから、だからそうしたものの等の取り扱い、残業手当を出すか、本来出さねばならないわけですから、そういうことも両町村で制度に差があるわけですから、それらも給与調整と一緒に、そして早い時期に一本化できると。差別は長くはしなくて、できるだけ、皆様方のきょうのいろいろご意見等を参考にしながら極力これを短縮できないかと。例えば3年のところ2年半、2年半のところ2年でできれば一番いいでしょうが、財政再建計画等をにらみながらとにかくやっぱり段階的という大原則をひとつ委員の皆様たちからご承認をいただいておりますけれども、いかがでございましょうか。

〔「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

はい。

○皆藤委員（中条町）

今おっしゃったことで私はいいのですが、調整方針の4番目に現給保障をすると、これはもちろんのことですけれども、その次に中条町の制度をもとにということころは、今合併協議をしている中に、合併の新市の構想ですとか建設計画の中に、合併においているんな行政改革もそこに取り組みるべく協議をするべきだというふうに言われているのですけれども、この中条町の制度そのものがこれから合併後の新市の運営に本当にこの制度でいいのかどうかというのは、私はちょっと疑問に思っています、民間なんか取り組んでいるいわゆる能力を給料の中にどのように反映するかという部分をもっともっと中条町の制度の中にやっぱり取り組むべきだというふうに思います。今の8級の給与表はほとんど年功序列がベースになっていますので、もっともっと職員の若い人たちでも能力のある人はこの制度の中で、新しい制度の中で伸びていけるといったような新しい制度を模索するというふうなこともこれ表現の中に入れるべきではないかなというふうに思うのですが、どのような議論があったのか、幹事会。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○野沢総務課長（中条町）

確かに今皆藤委員のおっしゃるとおり、国家公務員においてもそういう方向で今進んできていることは事実であります。ただ、この調整の中において中条町の制度をもとにという、これは単純に今現在職員の昇級、昇格基準の運用というものがあります。その運用をもとに黒川村の職員を再計算して、そして段階的に直していこうと、こういうことでもあります。したがって、今言われた部分についての議論はそんなに多くありません。しかし、おっしゃるとおり、国家公務員がそういうふうな流れに来ておりますし、18年度あたりからそういう部分が強く出てくると思いますので、そのことは十分踏まえながらこれからやっていきたいというふうには考えているところであります。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

○皆藤委員（中条町）

了解。

○議長（熊倉）

ほかに。

はい。

○水澤委員（黒川村）

今のお話なのですけれども、大体素案としては賛成であります。それで、ここ1年前から退職金、退職した時点で退職時の昇級が何号とかと。それよりも一つとか二つとかお手盛りで退職金を払うというような制度がだんだん更改されまして、黒川村とか中条町で現時点でそういう制度を採用しているのか。それで、いろんな指摘された中でだんだん、うちではそういうやつはやらないよと、そういうような世間の情勢ですか、そういうのもありましたので、幹事会でどういう具体的な話になったとか、できたらお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（熊倉）

はい、事務局。

○野沢総務課長（中条町）

中条町の場合を申し上げます。中条町の場合、それは特別昇級と言いますけれども、勤続20年以上1号俸、それから勸奨で1号俸、したがって2号俸上がることになっております。今それを廃止したいということで組合と協議中であります。

以上です。

○佐藤総務課長（黒川村）

黒川村でございます。私どもも、20年勤続1号、勸奨1号ありますが、これも廃止したいという方向でやってございます。

○議長（熊倉）

ほかに。

はい。

○坂上委員(黒川村)

先ほど3年間くらいで調整したいというお話がございましたが、このお話を聞けば黒川村の職員の方々もますます仕事に活気が出てくると思います。特に黒川村におかれましても、ああいうホテルとがありますので、ひとつお客様のサービス向上にも大変つながるのではないかと考えておりますので、ぜひひとつ3年間どころか、もっと早くても、そのためには住民の方々のご意見もお伺いしなければならぬと思いますが、多分ご理解してくれるのではないかと考えております。

○議長(熊倉)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、ただいま申し上げましたような形でもって進めていきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

では、ご異議ないようでございますので、この案件についてはこのように決めさせていただきます。

次に、議案第39号 特別職の職員の身分の取扱いについてを議題といたします。これは、今ほど一般職の方の待遇についての議論をいただいたところではありますが、同じく特別職についてどういう形でもってやるかということについてのご審議をいたごうということであります。

事務局から説明をお願いします。

○野沢総務課長(中条町)

それでは、議案第39号について説明いたします。

1ページをお願いします。1ページであります。給与については、それぞれ黒川村、中条町、そこで掲載されているとおりであります。通常といいますか、これも佐渡市と阿賀野市の調整方針でありますけれども、これは同規模の自治体の例をもとに調整をすると、こういう調整方針でありまして、

その結果、裏面をちょっと見てもらいたいと思います。2ページであります。新潟市から佐渡市まで、それぞれの市の首長を初めとする給与の水準、給料額が載っております。22番からは、中条町と黒川村の給与額が載っております。こういうことをもとに、調整方針は市長、助役、収入役及び教育長の任期等については法令の定めるところによる、給料の額は中条町の例によると、こういうことありますから、現在1ページにある町長、助役、収入役、町長は当然市長というふうになると思います。そして、教育長があります。給料の額は中条町の例によるということありますから、給料月額はそこに掲載されているとおりであります。

次に、3ページであります。そこにも同じように、中条町の議会議員、議長を初め議員まで、黒川村も議長を初め議員まで報酬月額が載っております。これも佐渡市、阿賀野市の先進地の例を見ますとい

うと、同規模の自治体の例をもとに調整すると、こういう調整方針でありまして、その結果これにつきましても裏面ですか、4ページになると思います。ここに類似団体の状況、それから阿賀野市等ここに掲載しております。ちょっと佐渡市はありませんけれども、同じように中条町と黒川村もここに掲載いたしました。今回の調整方針は、前と同じように議会議員の報酬の額は中条町の例によると、こういうことであります。したがって、黒川村と中条町の議員の報酬が違います。もしこれを仮に中条町と同じようにしたならば、1年間の議員の報酬で約1人当たり59万であります。したがって、16人ありますから、1年間で944万、これだけ増額になります。しかしながら、在任特例が終了した時点では大きく議員の報酬は下がると、こういうことになるかと思います。したがって、調整方針は中条町の例によりたいとするものであります。

次に、5ページであります。同じような理由で農業委員会の委員、これにつきましても委員の報酬の額、5ページになります。中条町の例による、そういう調整方針にしたいとするものでありますし、行政委員会の委員、これは教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、それから固定資産評価審査委員会委員と、こういうことありますけれども、これにつきましても先ほどと同じように中条町の例によると、こういう調整方針にしたいとするものであります。その下のその他の附属機関等の委員につきましては、これは見比べてもらうとわかるのですけれども、特に大きな差がある部分については区長であります。ただ、金額的には非常に大きな差がありますけれども、これは区長の業務内容等が違う、そういう部分もあります。

5ページ以降6ページにいたしましても、ほとんど同じような数字がそこに載っております。ただ、真ん中あたりで保育園、児童館の非常勤嘱託医、中条の方は年額12万9,240円、黒川村は管理報酬年額5万3,000円、いろんな条件は違うのでしょうけれども、その辺はちょっと大きく違っております。したがって、ここの部分についての方針は、審議会、委員会等の附属機関の委員、その他非常勤の特別職の職員と新市に設置する必要があるものの報酬額等は現行の報酬額をもとに調整する、現在の方針は、こういうことで後で調整をしたいとするものであります。

参考までに7ページに類似団体の状況、それから近隣市町村の報酬額の状況を掲載しておきましたし、同じく関係法令等については8ページ、9ページで掲載されておりますので、後でお読みになっていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

議案第39号の説明を今事務局がやってくれたところでありますが、いかがでございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

そう言いましょうか。議員以外の方のご意見を聞いてくれということですから、議員以外の方いろいろ不満があったら言ってください。異議なしだ。異議なしなんていうと大変理解のある協議会だという

ことになりますけれども、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、大変ご理解のあるご裁定をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、ご質疑がないようでございますので、議案第39号につきましても原案のとおり決定させていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

ご異議ないようでございますので、39号につきましては原案のとおり決めさせていただきます。

それでは次に、議案第40号 財産区の取扱いについて議題といたします。この議案から議案第44号まで、これは今回提案いたしまして次回の協議ということにするものでございますので、そういう意味でお聞き取りをいただきたいと思っております。

それでは、事務局、説明してください。

○野沢総務課長（中条町）

それでは、議案第40号について説明いたします。

1ページをお願いしたいと思います。財産区ということで、なかなか聞きなれない言葉だとは思いますが、財産区とはということで、2ページに関係法令と一緒に載せてございます。財産区とは、市町村の一部で財産を有し、もしくは公の施設を設けているもの、これを言います。中条町では、現在村松浜財産区があります。財産の種類は、そこに書いてあるとおり、土地、建物があるわけでありまして、黒川村は該当ありません。したがって、調整方針は、財産区については新市においても引き続いて設けるものとする。これが調整方針であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊倉）

ただいま財産区についての説明のあったところでありますが、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

なければ一応今の説明を了承し、十分また検討いただきながら、次回でいろいろご意見がありましたら再度ご発言いただければありがたいと思っております。

それでは、引き続きまして、議案第41号の財産区を除く財産及び債務の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○増子企画財政課長（黒川村）

それでは、41号について説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。地方債の取り扱いについてであります。両町村の平成14年度末の地方債残高の状況は、そこに示されているとおりであります。内容はほぼ同様でございますが、金額については返済等により変動いたしますので、合併時の金額で引き継ぐということになります。したがって、調整方針は両町村の地方債はすべて新市に引き継ぐというものであります。

続きまして、4ページをお願いいたします。債務負担行為の取り扱いについてであります。これにつきましても、14年度末の両町村の状況が別紙のとおり示されてございます。これにつきましては、それぞれの政策事業に基づくものでございますが、これにつきましても合併時のもので引き継ぐこととなります。したがって、調整方針は両町村の債務負担行為についてはすべて新市に引き継ぐというものであります。

9ページをお願いいたします。基金の取り扱いについてでございます。両町村の平成14年度末の基金の状況は、そこに示されているとおりでございます。金額については積み立てや取り崩しにより変動しますので、合併時点の金額で引き継ぐこととなります。しかしながら、財政調整基金と減債基金は新市の財政運営におきまして特に重要な基金でありますので、財政運営に支障を来さない額をもって引き継ぐということでございます。その他の基金につきましては、基金の廃止等調整し、引き継ぐこととなります。したがって、調整方針は、両町村の財政調整基金、減債基金は新市に引き継ぐ。その他の基金は合併時まで調整し、新市に引き継ぐというものであります。

10ページをお願いいたします。公有財産等の取り扱いについてであります。14年度末の公有財産等の状況は、そこに示しておるとおりであります。これにつきましても、いずれも変動がありますので、合併時の状況で引き継ぐこととなります。したがって、調整方針は、両町村の財産はすべて新市に引き継ぐというものであります。

以上であります。

○議長（熊倉）

ただいま財産区を除く財産及び債務の取扱いということで事務局から説明をいただいたところでございますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○皆藤委員（中条町）

債務負担の内訳が両町村出ておりますが、合計がどこか記載されておりますか、限度額の合計。合計は幾らですか、両町村それぞれ。

○増子財政企画課長

すべて金額等入っているわけでも、決まっているわけでもございませんので、合計は出してございません。手元に資料がございませんので、後ほどご報告いたします。

○議長（熊倉）

ほかに、これは、聞き及ぶだけです、きょうは、聞き置く程度だからよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議案第41号 財産区を除く財産及び債務の取扱いについては、ただいまの説明を了承して次に移らせていただきます。

次に、議案第42号 各種事務事業の取扱いについて議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○浮須地域振興課長（中条町）

私、中条町の地域振興課の浮須ですが、よろしくをお願いします。それでは、農林水産関係事業に関する議案第42号を説明させていただきます。

初めに、3ページお願いいたします。標準小作料につきましては両町村で差異がございますので、新市調整方針としまして、新市において新たに定める。ただし、合併時は現行のとおりとするということでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。農業振興地域整備計画でございます。整備計画につきましては計画が予定されておりますので、調整方針としまして新市において新たに策定するというところでございます。それから、協議会、計画の変更、農振台帳につきましては、中条町の例によるということでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。農業推進計画等でございます。農業経営基盤強化促進の基本構想並びに地域農業マスタープランにつきましては計画でございますので、新市において新たに策定するというところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。町村単独補助事業でございます。これページ、6、7、8ページとわかっております。中条町では、農業関係が15の団体並びに事業に補助しております。黒川村は、十の団体並びに事業に補助しております。それから、畜産関係でございます。中条町は3、黒川村も同じく3。それから、林業関係は、中条町が1、黒川村が3。それから、水産関係が、黒川村が1。それで、中条町の合計が、20の単独補助をやっております。黒川村が、17の補助をやっております。でありますので、新市において検討するというように調整させていただきました。

続きまして、9ページお願いいたします。農業用使用済み廃プラ適正処理推進協議会でございます。これにつきましては、農業用使用済みプラスチックの適正処理ということで目的でありますので、これにつきましては調整方針としまして新市において調整するというところでございます。

続きまして、産業祭り、10ページお願いいたします。これにつきましては、主催、それから事務局、日時等が違いますので、新市においてこれも検討するというように調整をさせていただきました。

続きまして、11ページをお願いいたします。共同利用農機具ということでございます。中条町は該当ありませんので、黒川村の例によるということで調整いたしました。

それから、12ページでございます。生産調整等でございます。これにつきましては、新市において調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとするということでございます。これにつきましては、水田農業経営確立対策協議会、それから水田農業振興計画、生産調整配分、地域共補償、転作確認方法等産地づくり交付金の配分でございます。

それから、産地づくり対策でございます。これは、新市において検討する。ただし、合併年度は現行のとおりとするということで調整させていただきました。

それから、13ページ、水田農業ビジョンでございます。これにつきましても、新市において調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとするということで調整いたしました。

それから、チューリップフェスティバルでございます。これは、中条町でやっております。昨年度は、11万4,000人ほどの方が見えられました。そういうことで、これも新市において継続するというふうなことで調整させていただきました。

それから、15ページ、財団法人黒川村農業公社でございます。これにつきましては、新市において黒川村の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとするということで調整させていただきました。

続きまして、16ページ、病害虫防除協議会でございます。これも、新市において調整するというところで調整させていただきました。

それから、17ページ、米消費拡大でございます。黒川村が米粉消費というようなことで、小麦粉との差額を補助しているというふうなことでございます。そんなことで、調整方針といたしましては、新市において調整するということにいたしました。

続きまして、18ページ、農道等維持管理事業でございます。これにつきましても、新市において調整するというのでいたしました。

それから、19ページ、農村環境計画でございます。これは、中条町で行っております。黒川村は行っておりませんので、これも新市において新たに策定するというので調整いたしました。

続きまして、20ページをお願いいたします。土地改良区に対する補助金等でございます。これは、中条町がやっております。黒川村は補助をしておりません。それで、中条町の例によるということにいたしました。

それから、21ページ、土地利用調整推進事業でございます。これにつきましては差異がありませんので、現行どおりということでございます。

それから、22ページでございます。転作作物種子補助金でございます。これにつきましては、転作作業に伴う種子の補助金でございます。黒川村は行っておりませんので、中条町の例によるということで調整いたしました。

それから、23ページ、有害鳥獣駆除対策費でございます。これにつきましても、中条町は1団体、黒川村は3団体やっております。これにつきましても、調整方針といたしまして、新市において調整することになったいたしました。

続きまして、農村環境改善センター管理でございます。中条町には一つの施設、黒川村には二つの施設がございますので、管理につきまして調整方針といたしましては、現行のとおりとするということにいたしました。

続きまして、25ページ、集会所管理でございます。中条町が、四つの施設がございます。黒川村が16の施設がありますので、これについても管理につきましては現行のとおりとするということでございます。

それから、治山造林事業、26ページでございます。これにつきましては、自然保護の立場から新市においても継続することによって調整いたしました。

それから、林道維持管理でございます。中条町は8路線、9,270メートル、黒川村は20路線、2万1,919でございます。これの管理につきましても調整方針といたしまして、現行のとおりとするということにいたしました。

続きまして、28ページから29ページでございます。保養レクリエーション施設管理運営でございます。これにつきましては、中条町は該当する施設はございません。黒川村では三つの施設がありますので、管理運営は調整方針として、現行のとおりとするということでございます。

続きまして、30ページと31ページでございます。スポーツレクリエーション施設管理運営でございます。中条町は、四つの施設がございます。黒川村も五つの施設がありますので、管理運営につきましては現行のとおりとするということによって調整させていただきました。

続きまして、32ページから34ページでございます。体験交流施設等管理運営でございます。中条町には、施設はございません。黒川村には九つの施設がありますので、管理運営は調整方針といたしまして、現行のとおりとするということにございます。

続きまして、35ページ、36ページでございます。特産品加工施設管理運営でございます。中条町は一つの施設、黒川村には六つの施設がございます。これにつきましても、管理運営につきましては現行のとおりとするということによって調整させていただきました。

続きまして、37ページ、園芸施設管理運営でございます。これにつきましても、現行のとおり管理運営をいたすということに調整させていただきました。

それから、38ページでございます。畜産関係で、畜産団地管理運営でございます。中条町には、該当する施設はございません。黒川村には、五つの施設がございます。これにつきましても調整方針として、現行のとおりとするということによって調整いたしました。

続きまして、40ページでございます。林業施設管理運営でございます。中条町が、二つの公園がございます。黒川村には三つの施設がございますので、これにつきましても調整方針といたしまして、現行

のとおりとするということといたしました。

続きまして、41ページでございます。淡水魚施設管理運営ということでございます。中条町には、該当する施設はございません。ですので、これにつきましては現行のとおりということで調整をいたしました。

以上でございます。

○議長（熊倉）

ただいま説明のありました議案について何かご質疑等ございましょうか。

はい、どうぞ。

○皆藤委員（中条町）

29ページあたりから予算額のところだけが入っていないのですけれども、これ何か入らないのですか。

○議長（熊倉）

今ほどの質問であります。この運営状況等についてはちょっと時間足りなくて出してありませんので、いずれかの機会にまた出しますが、とりあえずこの施設等についてのご確認をひとついただきたいというふうに思います。よろしゅうございましょうか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、議案第42号の農林水産に係る事項についての質問を終わりにして、これは次回に決めるということにさせていただきます。

それでは、引き続き、43号の各種事務事業の取扱いについて、商工観光事業について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○浮須地域振興課長（中条町）

それでは、議案第43号、商工観光事業に関することでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。大規模小売店対策等でございます。黒川村にございませんので、調整方針といたしましては、中条町の例によるということにいたしました。

それから、3ページの露店市場運営管理でございます。これは中条町にしかございませんので、調整方針といたしまして、現行のとおりとするということにいたしました。

それから、4ページの商工振興補助でございます。これにつきましては、現行のとおりとするということです。

それから、境川村中条町物産交流会補助金でございますが、境川村を含む6町村の合併により、平成16年度10月12日笛吹市が設置された後、新市に引き継ぐということを基本として調整いたしました。

続きまして、5ページでございます。企業誘致奨励措置でございます。これが中条町と黒川村が、中条町はいわゆる工場が対象になっております。黒川村が工場及び事業所も対象になっているということ

で、両町村の例をもとに調整し、合併時に統一するという事にいたしました。

続きまして、6ページでございます。信用保証料補給でございます。これは黒川村がありませんので、中条町の例によるということで調整いたしました。

続きまして、7ページでございます。産業育成資金でございます。これにつきましても、現行のとおりとすると。ただし、金融機関が、中条町が四つございます。黒川村が二つほどやっておりますので、金融機関につきましては中条町の例によるということで調整いたしました。

続きまして、8ページでございます。中小企業育成資金でございます。これにつきましても、黒川村は該当ありませんので、中条町の例によるということでございます。

続きまして、9ページでございます。観光協会でございます。胎内川観光協会につきましては中条と黒川と一緒にやっておりますので、現行のとおりとすると。その下の黒川村観光協会につきましては、現行のとおりとするとということと、新市において統合するよう調整する。これは、胎内川観光協会の方へ統合するというふうなことを調整するということでございます。

続きまして、10ページ、各種イベントでございます。中条町は、三つのイベントをやっております。黒川村は、七つのイベントをやっております。これにつきましては、現行のとおりとするとということでございます。

それから、11ページでございます。緑化推進事業というようなことでございます。これにつきましては、中条町は町内にチューリップの球根を配布しております。黒川村は該当しておりません。これにつきましても、新市においてこれは検討するということでさせていただきました。

続きまして、12ページでございます。村営バス事業でございます。中条町は該当ございません。ですので、現行のとおりにするということにさせていただきました。

それから、旅行業務でございます。中条町はございませんので、これは現行のとおりとするとということでございます。

それから、14ページ、運賃、料金等でございます。これにつきましても中条町はございませんので、これは黒川村の例によるということでございます。

以上でございますが。

○議長（熊倉）

お聞きのとおりでございますが、議案第43号についてご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

格別ご質疑等もないようでございますので、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号 使用料・手数料等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○浮須地域振興課長（中条町）

それでは、議案第44号をお願いいたします。

5ページからお願いいたします。集会所使用料でございます。中条町は一つの施設、黒川村は16の施設で使用料をいただいております。ですので、調整方針といたしましては、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整するということでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。農村環境改善センター使用料でございます。これにつきましても、調整方針といたしまして、当分の間現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整するということでございます。

続きまして、7ページから10ページにわたります。これにつきましては、保養レクリエーション施設使用料でございます。中条町は、該当施設はございません。黒川村には、十の施設があります。これにつきましては、調整方針といたしまして、黒川村の例によるということで調整いたしました。

続きまして、11ページをお願いいたします。11ページから13ページまでの間になります。スポーツレクリエーション施設使用料でございます。中条町は、四つの施設でございます。黒川村は、七つの施設がございます。これにつきましても、調整方針といたしまして、当分の間現行どおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整するということで調整させていただきました。

続きまして、14ページをお願いいたします。体験交流施設等使用料でございます。中条町は、該当する施設はございません。黒川村には、七つの施設がございます。これにつきましても、黒川村の例によるということで調整をさせていただきました。

それから、17ページをお願いいたします。園芸施設使用料でございます。中条町には、二つの施設がございます。黒川村にも、二つの施設がございます。というようなことで、現行のとおりとするということで調整させていただきました。

続きまして、畜産団地使用料でございます。中条町には、該当する施設はございません。黒川村には、一つの団地がございます。ですので、黒川村の例によるということで調整いたしました。

続きまして、露店市場出店料でございます。これにつきましては黒川村はございませんので、現行のとおりとするということにいたしました。

それから、続きまして、20ページ、村有温泉使用料でございます。該当する施設は中条町はございませんので、これは黒川村の例によるということで調整いたしました。

続きまして、21ページでございます。行政財産使用料でございます。これにつきましては、調整方針といたしまして、合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度については現行のとおりとするということに調整いたしました。

続きまして、23ページでございます。証明、それから交付等手数料でございます。出店手数料、許可手数料では黒川村はございませんので、中条町の例によるということでございます。

それから、耕作証明等の手数料は、中条町は徴収しておりません。黒川村1件200円ということでござ

いますけれども、中条町の例により徴収しないということで調整させていただきました。

以上でございます。

○議長（熊倉）

いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○片野委員(中条町)

済みません。さっきの農業関係の方のところにちょっと戻るのですが、よろしいですか。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○片野委員(中条町)

37ページになりますが、中条町立麦等乾燥施設、あの施設現状動いていないのですが、あれいつまであの建物を持っていなければならないのでしょうか。今わからなければ後でも構いませんけれども。

○地域振興課長 浮須（中条町）

省エネハウスの話で。

○片野委員(中条町)

いや、省エネではなくて、乙の麦乾燥施設。

○地域振興課長 浮須（中条町）

現在使用しておりません。

○議長（熊倉）

農協の組合長さんからちょっと見解をお聞きしたいと思います。

○杉田委員(中条町)

では、いいでしょうか。

○議長（熊倉）

はい。

○杉田委員（中条町）

今、片野委員さんからお話は、乙のライスセンターのことを言っているのかと思いますが、その点につきましては、今あそこは全然使っていないわけですから、どうですか、償還年数というか、その辺のところはどういう、いつまでになっているのかわかりませんが、今のところは使用しておりませんので、今後もカントリーエレベーターがもう稼働しておりますので、今現在のところは、これからも使用の予定がないわけでありまして、そこら辺のところを行政の方でご指導いただければなど、こんなふうに考えているところであります。

○議長（熊倉）

これは、ちょっとあのまま何もしないで建てておくというようなのはどうなのだとということになるう

かと思しますので、なおそれは農協さんともよく協議をして、あれについての取り扱いは追ってということにさせていただきたいと思えます。

今は違うところの質問であったのでありますが、44号はよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

これも格別ないようでございますので、それでは今回の提案説明を終わりました、質問がなければ以上でこの議事を終了させていただきます。

それから先ほど、また前の方にちょっと戻らせてもらいますが、議案第41号の財産及び債務の取扱いについて、債務負担行為の合計額についてということの質問について回答していなかったようであります。何か今まとまったようでありますから、ちょっと答えてもらいます。

○増子企画財政課長（黒川村）

それでは、債務負担行為の合計について申し上げます。

14年度末の状況ということでございます。先ほど申し上げましたことで変動するわけでございますけれども、当該年度以降の支出予定額でございますが、これが中条町が6億8,795万8,000円、黒川村が2億3,965万2,000円でございます。

○議長（熊倉）

それでは、以上できょう用意いたしました議事、1から11までの審議を終わります。

4番目の住民懇談会の説明会の資料に入ります前に、ちょっと時間が長くなりましたので、15分間ぐらい休憩して、それから資料説明をさせていただきます。

では、15時45分から始めたいと思えますので、それまでの間ご休憩いただきたいと思います。

（休 憩）

○議長（熊倉）

この辺で休憩を解きまして、これから会議を再開いたしたいと思えます。

その前に、ちょっと事務局から補足があるようでありますので、補足説明をさせます。

はい。

○野沢総務課長（中条町）

それでは、議案第39号の特別職の職員の身分の取扱いについてで、特にその中のページからいきますと3ページでありますけれども、先ほど議員の報酬について説明いたしました。その説明がもう少しちょっとわかりにくいと、こういうことがありましたので、いま一度補足説明をさせていただきたいと思えます。

一応方針は、議会議員の報酬の額は中条町の例によると、こういうことでお話をしました。この中条町の例によるということは、とりあえず在任特例が1年8カ月でありますので、幹事会ではその1年8カ月の間の中条町の例によると、こういうことありますし、ただつけ加えて申し上げれば、新市にな

って新しい市長が報酬審議会等を設置し、その審議会に諮問、そして答申をいただいて、この方針と違って新しい額になると、そういうこともあり得るということと、それから4ページでありますけれども、4ページの類似団体及び近隣市の議員の報酬額がここに記載されております。その中で、阿賀野市であります。阿賀野市の議長ほか以下の報酬額がありますけれども、見ておわかりのとおり、かなり低い額になっております。ここはただし書きがありまして、この額は在任特例の期間中と、こういうふうに解釈してほしいと、そういうふうに思います。

それともう一つ、先ほど私が在任期間特例が終了した時点で大きく議員報酬が下がると、こういうふうに説明いたしました。言いたかったのは、今のところ期間中は38名でありますけれども、特例期間が終われば26名になります。その時点で議員の報酬の総額が下がると、実質的にはそういうふうに解釈していただきたいと。

以上であります。

○議長（熊倉）

よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

それでは、補足説明を終わりました、住民説明会資料についての説明をいたします。ごく簡単にこれ進めてください。

○事務局（羽田野）

それでは、住民説明会資料の方から入らせていただきます。

めくっていただきまして、これまでの経過について記載してございます。最初に、昨年11月5日の両町村懇談会で合併に向けた調査研究を行うことで研究会を設立し、第1回の研究会が11月13日に開催されました。その後、12月1日から11日に両町村で住民説明会、地域懇談会を開催し、第4回研究会で任意協議会設立することを確認し、12月25日に第1回協議会を開催いたしました。年が明けて1月30日から2月13日には、新市建設計画基礎調査、まちづくりアンケートでございますが、16歳以上を対象に3,000人抽出し、実施いたしました。4月16日から5月17日には新市名称を公募し、公募は協議会だより、協議会ホームページ、両町村広報紙、チラシなどで行い、新市名称候補5点を発表したところです。現在までで任意協議会開催回数も8回を数え、合併の基本項目、各種行政制度調整や新市将来構想等について協議を行ってきております。また、協議会だよりの7号まで発行し、住民の皆さんにお知らせしております。

次に、将来構想パンフレットの方を参照願いたいと思います。こちらのパンフレットの方でございますけれども、前回の協議会でご承認いただいた新市将来構想をまとめたものが、別に配付させていただいた概要版パンフレットということでございます。

中を見ていただくと、両町村の概要を初め、3ページ、4ページにはまちづくりアンケートの結果を

掲載し、両町村民に安らぎと恩恵をもたらす自然が一つのキーワードになることを導いております。

続いて、5ページ、6ページは、パンフレットのタイトルにもなっている「自然が生きる人が輝く交流のまち」という新市の将来像を設定し、なお四つの施策方向が示されております。

最後のページは、機能的なゾーンの設定を示唆し、地域の魅力と可能性を探っております。

次に、資料の方に戻っていただきまして、説明会資料5ページをお開き願います。将来構想の附属資料となっております。

最初に、1、合併の必要性として、古くから経済的な交流がある両町村は一つの生活圈を形成しており、少子高齢化と人口減への対応、厳しい財政状況に直面することが予想されることから合併の必要性を理論づけております。

6ページに主な指標の見通しですが、平成42年には現在と比べると7,330人の減少が見込まれるなどパンフレットで紹介できなかった部分をカバーしております。

3、合併のメリット、デメリットを考えると、期待される効果、メリットやデメリットへの対応策については一般的に考えられる効果、懸念事項を列挙してありますが、これらの部分については構想の附属資料としておつけしたものを要約しております。

加えて、両町村の合併効果はどうかという点、9ページから10ページの間で人件費から見た財政効果と国、県の財政支援についてご紹介しております。いずれも現段階においてシミュレーションをしたものでございます。

また、11ページに、新市事業の素案を四つの方向に基づき紹介しました。住民の皆さんにも新市をイメージしていただくため、現在両町村で懸案となっている事項や検討会で話し合われた事業を抜粋して掲載しております。もちろん今後新市計画に盛り込まれるかどうかにつきましては、今後の基本計画や財政計画に基づくものですので、あくまでも検討をされている事業ということでご承知おきいただきたいと思っております。

13ページでございますが、これまでの協議調整事項について記載しております。合併するかどうかは最終的には両町村議会の廃置分合議決によって決定されますが、協議会は是非の判断材料を行政制度調整や新市建設計画の策定などを通して具体的な協議を行い、協議の結果は法定協議会移行後合併協定書という形で確認されることとなります。ここでは、合併の基本項目、特例項目、行政制度調整の素案を示しております。

このところで、今回提案事項ということでございますので、一般職の身分、それから特別職、それから財産と債務については提出案件ということで記入しております。先ほどご確認をいただきましたものについては、ここ一部提出案件というものをとらせていただきたいと思います。住民の生活に直接影響します行政制度は両町村によって違いがあるわけですので、合併して市になった場合の不公平さをなくし、統一しなければなりません。サービスは高く、負担は低くを基本に調整方針の素案を示したものが、15ページから18ページまでの横長の資料を掲載しております。調整項目は、皆さんに調整影響

するものや感心のあるものを中心に43項目載せてございます。内容につきましては協議会で検討をいただいたものでございますから、説明は省略させていただきます。後ほどごらん願います。

19ページをごらん願います。合併までの手続の概要を示してございます。ここで一部訂正させていただきたいのですが、この表の左の欄でございまして、年度の欄でございまして。このところで年度の区切りの線がございましてけれども、今この県知事への合併申請というところのここまでが17年3月ということでございますので、ラインの方そここのところに入れさせていただきたいと思います。それでは、予定では9月に法定協議会の立ち上げをし、来年の1月か2月ごろ合併調印式、3月には廃置分合の議会議決、その後県知事に申請する形となります。以下、来年9月合併施行までの手続概要を載せてございます。

めくっていただきまして、20ページをごらん願います。両町村の財政状況としまして、14年度の歳入歳出決算状況が載っております。歳入で見ますと地方税、これは町村税でございましてけれども、あと地方交付税、地方債等と数字が載っており、中ほどに円グラフであらわしております。中条町は3割が町税で、交付税が3割弱に対し、黒川村は村税が1割、交付税は3割を超えております。また、その他が3割近くありますが、これは使用料、諸収入、財産収入などが入っております。人口規模からすると地方債の現在高は多いものの、起債制限比率は中条町よりも低く、黒川村は優良債が多く、決して財政を圧迫している状況ではないことが言えます。地方税、交付税の推移は、平成12年度から平成14年度までの3カ年のもので地方税の伸び悩みと地方交付税の減少傾向が続いております。

次に、右のページの歳出で見ますと、黒川村の場合、投資的経費、いわゆる公共施設の整備が多く、積み立て現在高も中条町に比べ多いことが見てとれます。下段の方に、積立金及び地方債の状況を載せてございます。

次のページ、22ページでございまして、合併のQ & Aとしまして前回の説明会で質問されたものの中から、12項目ほどを抜粋して載せてございます。ごらんいただければと思います。

以上が住民説明会資料の概要でございます。この資料は、懇談会、説明会会場で配布するのはもちろんのこと、全世帯に配布を計画しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（熊倉）

これから両町村で説明会に入るわけでありまして、今の資料をもちながら入っていきたいというふうにはまず思っておりますので、一応お目通しおきいただきたいと思います。何かまた皆様たちの方でご質問等ございましたら。

はい、どうぞ。

○松浦委員（中条町）

9ページの農業委員会の定数ですが、財源特例制度の適用後は28名だと思うのですが、29名、これはどうでしょう。28名だと思うのですが、選任委員の方は。

○事務局（羽田野）

ちょっとその辺は確認させてください。申しわけございません。

○松浦委員(中条町)

学経が4人で、改良区さん1名なので、8名ではないですか。

○事務局（小野）

規定上、最大ということで議会推薦の場合29名までということでしたけれども、調整方針と何か取り違いがあったら訂正をさせていただきます。マックスで29名ということで、事務局の方ではじいたものなのですが。

○松浦委員(中条町)

議会推薦は何人いました。

○事務局（小野）

5人では。

○松浦委員(中条町)

4人になりましたけれども。国会通りましたけれども。

○事務局（小野）

法制度の改正によりということですか。

○松浦委員

ええ、6月の国会で通ったと思うのですけれども。

○事務局（小野）

大変失礼しました。その点確認しまして、その分またそろばんを置き直したいと思います。大変申しわけございません。確認いたします。

○松浦委員(中条町)

1人減った分改良区さんに行ったわけです。5名の分を4名にして、その1名分が土地改良区からということで。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○松浦委員

はい、決まったので、あと施行は12月ごろですけれども。

○事務局（小野）

はい、確認しまして訂正いたします。申しわけございません。

○議長（熊倉）

もう一度確認をしておきます。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

事業については、これは、黒川さんの方からも出ているのです。だから、結局総合調整をした本当の形のもの生まれて、それを出したかったのだけれども、いろいろ施設とか何か、これはまたじっくり財政とあわせて考えていかないとできないものです。その辺それを話をしない懇談会というのもまたあり得ないだろうということから、規模とか何かというものをぼかして、大変失礼なのだけれども、こういうようなものを主として考え、財政計画とあわせて計画を立てていきたいという考え方、具体的に例を挙げながら考え方を示していくと。これは、議案を通して皆様方にお諮りすることになりますけれども、この議案については中条町、黒川村としての、町村長としての立場での意見で説明をさせていただく以外に方法はないだろうなど。これはまだ、こう決まりましたというものについては、これは協議会で諮るのですけれども、それについてはどう考えるかといえば、町長として、村長としては現時点においてはこう考えて、これはできるだけその新市計画に生かしていきたいという努力目標としてご理解をいただきたいなというふうには思っております。黒川さんの方、それでいいでしょう、努力目標。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

実際問題これだけのものがひとり歩きして、財政が別な方歩いておったというのでは全然だめなので、やっぱり裸で歩かないように、ちゃんと着るものは着て、そして初めて計画というものになるわけですから、今個別にそれぞれの品物はそろったけれども、まだ着衣していないという段階ですから、それは8月ごろに着物を着せてまた皆様方に確認をいただくと。おおよそこういう事業というのを中心とした新市計画を立てたいという了解をいただいたところで、大体的見通しは全部立ったわけですから、9月からは改まって法定協議会としてそれらをさらに整備をし、確認をして進んでいきたいというふうにまず思いますので、そういう手順で今回の説明会に入りたいと思います。本来であればそういうものが、もっと具体的に住民説明をやりたかったのでありますけれども、具体的なときまで待っているとお盆過ぎてしまうと。そうすると、前から5月かと、6月かと待っておったのにまだまだというまた住民に対する不信感ということもありますので、ちょっと説明の内容は不親切であるけれども、急いで住民の期待にこたえるという意味からすると、現在まとまっている状態で、今までの進捗状況についての現状を訴えていくというようなことにいたしたいと思いますので、ご了承を賜りたいというふうに思います。

はい、どうぞ。

○相馬委員（中条町）

今ほどの話とこれちょっと重複することになると思うのですけれども、いろんな形で数字がたくさん並ぶわけですが、實際上町民の方が一番感心持っているのは、よく私耳にするのは、たくさん借金抱えて大丈夫なのかということと言われるわけです。5ページのところにも両町村合わせて200億円を超える状況にあるというふうに説明してあるわけです。ただ、しかも今後厳しい財政事情に直面することが予測されますというふうにはなっているけれども、ではそれだけの借金をどういう形で解決して、

今町長さんの方から具体的なあれがなかなか今すぐ出てこない、説明しにくいとお話したのですが、なぜ合併しなければならないのかというその一番基本になるのは、こうした今の地方財政が非常に厳しくなっているので、少しでも両町村が力を合わせることでそれを克服できるというメリットがあるから踏み切ったのだというふうに私は理解しているわけです。そうした場合に、確かに具体的に一つ一つについては、こういう方策があって、借金をこういうふうに整理していくのだというそこまではいかなくとも、何か合併によってこうした方針を貫くことでメリットが出てくると、今のままで両町村が別々にいった場合に行き詰まってするのを合併することで打開できるのだという何か明るい見通しといいですか、そういうある程度の方針が示されないと、なかなか納得してもらえないのではないかなという危惧の念を持つわけです。そういう意味で、ある程度抽象的になるのはやむを得ないと思うけれども、バラ色の見通しみたいなものだけは示していかないと、合併の意味というものを理解してもらえないような気がしますので、何かその辺について説明会の折に少し明るい話ができるような配慮というものをお願いできないものかというふうに考えますけれども。

○議長（熊倉）

確かにそうです。私も今読んでみて、事務局の方で不安だけ投げかけて、あと合併効果というものをうたっていないということはよくない。少なくとも法ではあるけれども、10年後こういうふうになるというようなことでないと、驚かせてばかりいて後、どうなのだということにならないようですから、ここらあたりももう少し整理をしたいと思います。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○桐生委員（黒川村）

私も今の相馬委員の関連するわけなのですが、今までの事務事業の調整を見てみますと、ほとんど人件費だけの節約というのが目立って、今までやってきた事務事業の取捨選択とか、そういうのが余り見えてこない。今までどおりというのがほとんどなのです。それで、10年の財政計画がどういうふうな形で立てていくのか、その辺ちょっと心配されるわけでございます。数字的なものは、後になるわけですが、人件費の節約だけでなく、やはり今までやってきた事業を行政サービスを落とさないような形で、多少落ちるかもしれませんが、もっと取捨選択していかないと、財政的にやっぱり大変厳しくなるのではないかなというふうな気がするわけでございます。それで、一般の方も今おっしゃるように、やはり財政がどういうふうになるのだろうというものの心配を一番していると思うのです。その点今後そういうことにもまた十分留意されて、審議していきたいというふうに考えるわけでございます。

○議長（熊倉）

ありがとうございます。本来そういうふうにみんな財政計画並びに事業の計画案をつくって合併すれ

ば、具体的にはこうなると、こういうことでやりますということの説明に入りたかったのですが、事務的にはまだそこまで追いついていないと。だがしかし、それを待って説明会やると随分おくれてしまうと。そのことによって、では説明会は最初5月ころなんていう余りいいこと言い過ぎてしまったものですから、それが6月になり、7月になり、8月になってくるという、そういう住民の不安感というものも考え、未消化ではあるけれども、ここらあたりで説明会を開催させていただきたいと思います。その辺はまことに粗末な点は十分承知はしているのですけれども、ご了承いただきたいなと思っております。

○丸岡委員(中条町)

行政制度の調整全部終わってから私質問しようかと思っていたのですが、今、住民説明会に当たって、特にこの調整何項目かやってきた中で、お互いにすり合わせをやってみたら、両町村の住民にとってこういう点がよくなりますとか、こういう点が少し悪くなりますという表現はどうかと思うのですが、そういうものがこの調整終わった段階でどうだったのか。それに伴って財政的な影響は、ほとんど出てこないといいますが、それは当然新市において検討するとか、調整するとかというふうになっているから、当然財政的な影響というのは余り出てこないと思うのですが、その点からやっぱりひとつ説明ができるような形が欲しいということと、もう一つは新市における事業です。相馬委員からも指摘されているわけですが、私はこの事業が、これだけ上がっているのだけれども、財政的に十分対応できるのかといえば、それはかなり厳しいというふうに見えるわけですし、もう一つは新市における事業といった場合に不公平感の是正といいますが、一体感ということが合併した場合に必要なと思うのですが、それらの是正がどうなされていくのかということも一つ重要なことだと思いますし、これは何か中央集権的な形で、中心部が非常によくなるけれども、我々のところの、例えば側溝がふたはまだかかっていないなんていうそんな形になっていないのかどうかということも含めてもう少し住民にわかりやすくできないものかなという感じがするのです。

○議長(熊倉)

そういうことはやりたいなということであるのだけれども、今のところはちょっと難しい。ただ、今丸岡委員さんからその話がありましたので、ここでちょっと皆様たちにお諮りを申し上げてみたい、どっちみちいつかそういうものにぶつかるわけですから。例えば今この例のところを見ますと、社会体育施設で体育館というのがあるわけです。これは、両町村でやっぱりそういうものがあるからここへ挙げてはいるのですが、では本当に二つは要らないだろうと。一つにするというと、場所をどこにするとか、器具をどうだとかというようなことで今後いろいろな問題に発展する可能性もありますので、もう少し時間のかかる問題であろうと。ただ、私も懸念するのは、こういう合併の場合に、みんなにめとむちと言われるように、めとむちとしては地方債、特例債があって、それをやるからということで今日まで来ているわけですが、その特例債の使い方ですらそういう立派な建物をひとつ両町村が共同で建てる、そういう

立派な体育館なら体育館つくるということに大きくウエートをかけるか、それともそうでない細かなものにやって、例えば人口比率なのか、財政比率なのかわからぬけれども、八十何億という一応特例債が10年間あるものとすれば、それが旧町村単位ぐらいでちょっと分けて見て、そしてその地区住民の満足のいくような各集落単位当たり、あるいは地区単位当たりのいろんな事業に割り振りをやってみるのか、どの方がこの合併に対する新事業として市民のためにいいのかという基本原則的なようなもの、この特例債そのものの充て方等についての基本的な考え方をまずお聞きできればなというふうには思っております。双方共通しているのは、体育館の場合だと、体育館というのはとてもいいのだけれども、ではそんなにいいというから二つつくるのかというと、そうはいかないだろうと、この新市のできるときに。つくったはいいけれども、何だ、それそっちへ行ってしまうのではなんということなのであれば、これはかえてそういうもののために、せっかくのいいムードで来たものが後々つまらないそんなことのために別れてしまうというような例もなきにしもあらずですので、その辺の取り扱いについて皆様方の意見をお聞きできれば将来の調整に当たっては大変ありがたいなというふうに思っているところです。

はい、どうぞ。

○桐生委員(黒川村)

この新しいそういう建設もそれは必要だと思うのですけれども、今まであるこの施設をどういうふう
に維持管理していくか、やはりこの維持管理というものはかなり出費があるので、やっぱり今までの施設を、これ国、県の補助であれば簡単に壊すとか、そういうことできないかと思うのですけれども、施設をふやしていくということになると、それ維持管理の面におきましてかなり財政負担になるわけですので、そういう今までの施設をどういうふうにするかやはり検討をして、余りためにならないのは何とかしていくというような考え方もこれから持っていく必要あるのではないかなと思うのですけれども。

○議長(熊倉)

はい、どうもありがとうございます。

ほかに。

はい、どうぞ。

○片野委員(中条町)

私は私の立場上という形で、防災的な面とか、そういうようなことで、やっぱりみんなにいろんな情報が即座に伝わって、ああ、今回の水害のようなのを見たとしても、ああいうふうな状況でこの胎内、黒川、胎内の奥の方から中条までという状況になるとやっぱり場所、場所によって状況が違うので、そういう状況が、皆さんがはっきり、ああ、どこではこういう状況だ、ああ、こっちでは大丈夫なのだなというふうなことははっきり皆さんにきちっとわかってもらえるような体制をとることができれば、それぞれがそれぞれの地域の状況を把握して安心に過ごせる。そういうふうなことによって、合併して新庁舎は中条役場が新しい市の市庁舎になって、それは確かに遠くなったのだけれども、かえてそういうふうなことが今まで以上にきちり伝わってくる、そういうことによってそこでの生活が安心

でいけるというふうな方向で持っていければなというのは私の立場としての考え方なのですが。

○議長（熊倉）

このことについては事務局関係も非常にやっぱり真剣に考えて、これは両町村共通する、そして余り予算的にたいしたことないからということでは大変失礼ですけれども、計画としては乗りやすい事業ですので、今は第一にそれは考えているようです。

はい、どうぞ。

○小野委員（中条町）

やはり合併という形で、周りを見ても、新発田ではこの25日に新発田のお城ができる。村上の方でも、いろんな町屋の整備が行われるというような形で、ある程度シンボリックなものが合併と同時にできてきて、その地域の特色をやはり目で見えるような形のものをつくっているというふうに思うので、この地域のシンボリックなものがやはり一つは合併のこの地には必要ではなかろうかなと。また、両町村の方で今まで整備してきたもの、点を線にして面にしていくような施設といたしますか、整備といたしますか、そういうことによって、どこが中心だということではなくて、周辺部の方にもあまねく設備されると思いますか、そういう形になっていけばよりいいのかなと。一遍に全部整備するということは、これは不可能なわけでしょうから、シンボリックなものから一点突破して全面展開していくようなやはりシンボリックなものは何かしら要るのではなかろうかなというふうに思います。

○議長（熊倉）

ありがとうございました。大変あれなのだけれども、今、小野さんが考えた具体的にどういうもの。概念はそこまでいいのだけれども、今度、もうそろそろ具体論でいかなばならない時期に来ているものですから。

はい、どうぞ。

○布川委員（黒川村）

新潟県もご承知のとおり、平山県政も朱鷺メッセ、またサッカー場、大きな過大な投資によって県財政もいろいろ破綻状態だということで、今回そういういろんな引き際と私は思うのですが、やはり地方財政が逼迫して特例債が来るということで、体育館なりそういう大きなものをつくるより、私ども黒川村においては中心的に大きなそういう施設をつくるより、過疎、過密の解消を図る上においても、今までの施設をより中条町も利用して活力のあるものにするには、大きなそういう建造物とか、そういう施設をつくって一極集中にするより均衡のとれた発展にしてもらうためには、これらあたりは慎重にして、物づくりよりもまず人づくりの方向からいろいろ始めていただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（熊倉）

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

○斉藤委員（中条町）

皆様のご意見をお聞きしますと、本当に将来的なことをよくお考えになって、将来こういうものを構築するということで合併したメリットが生まれてくるのだということはよくわかるのですが、この説明会におきましては、一番最初の住民説明会で合併云々ということで昨年やったわけです。その後初めてまたこの説明会をするわけですから、そんなことで、10年を見通してということにもなりますけれども、私みたいな単純なのは、今どこまで合併協議会の話が進んでいるのだろうか、合併することによってどういうことがいいこと、悪いこと、悪いことというか、おかしいですけども、そういうことがなされるのだろうかということで、まず今、現在身近な話し合いはどこまでいっているかということがやはり大事だと思うのです。そういう過程を経て初めて将来像はこうだ、ああだと、こうなって順序立てていくのだと思いますので、立派なこの説明会資料をもとにして、これを皆様に差し上げて、今こんな形で説明されているのですということを、それで私は十分ではないかと思うのでございますけれども、余りにも単純過ぎますかしら。

○議長（熊倉）

いや、そう言ってもらうと事務局涙が出るほどありがたく思っていると思うのですが、結局地域へ行ったときにそこでとどめていてくれればいいのだけれども、やっぱりそうでない。いろいろ今、情報化時代なものなのだから、いろいろ真っ当な情報もそうでない情報もいっぱい入っているものですから、それらはやっぱり疑心暗鬼でもって出てくるのではないのかということは、私どもも気を回しつつ、あらかじめ心当たりまで来たときに、今度それは町村単位の説明会、町村独自の合併に絡んだものでない説明会であれば、それは町村長の責任において、あるいは議会は議会の責任においていろいろの答弁もありますけれども、これは今度合併をしていくときの説明会になると、やはりこの協議を経ていかないと答弁のできないようなものの要求をされることが出てくるだろうと。そうしたときには、まだきょうの段階では合意を得ているのはこの程度の内容でありますから、これから先のものは町長として、あるいは村長としてその権限において地区住民に対して現在における考え方というものを説明してこななければしょうがないだろうと。これは、協議会に諮ってみないと何とも答えられませんということでは、私も説明会に行ってみてちょっとみじめだなと。例えばこれはどうするのだと、それはまだ協議会に諮っておりませんので、とはいかないので、例えば具体的に中条にあれば、築地、本条と柴橋の小学校はいつまでああやっておくのかというのは必ず行けば出てくるのです。それはこれから協議会で今熱心に諮っておりますので、もう少し待ってくれということでできればよし、だけれども、おおよその複式学級が始まってくるなんていう状態を考えるならば、もう担当の町長とすればいつまでにこれは解消せねばならぬということは言わねばならないかなとは思っています。だから、その辺がここから逸脱する分野が出てくるのですけれども、それはそれでしょうがないということをまず皆様方に、状況によってこの枠のうちでおさめると言われてみても、そんなことを答えられないのかみたいな話になるのではちょっと貧弱ですので、そこらあたりはひとつお認めいただきたいということであります。

はい、どうぞ。

○渡辺委員（中条町）

私も、それでいいと思うのです。ただ、前に新市の名称とか、住民説明会でいろいろご意見を伺う、あるいはこの事業内容にしても、住民の皆さんの声が反映できるような例えばアンケート、小さい形でアンケートが何かを希望とるのか、その辺はどういうふうに考えていますか。新市の名称とあわせたようなやり方で、新規の建設計画でこういった皆さん例えばこの中に書いてある内容を参考にした中で、こういったものがというような希望、要望というのを聞くのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（熊倉）

どうなのでしょう。実はそういうことを考えてもおるのですけれども、いろいろと説明会をやっていると、そのニーズというものを大体把握するというやり方と、ある程度問題点というものを集まった人々の意見として、今後のこの協議会で諮っていくときの一つの問題集約の方法としてとってみるということも考えてもみたのですが、どちらの方がいいのか。ただ、会議形式で説明会やって、その反応だけを持ち寄ってその次の協議会のときにこういう状況でしたという集約にするか、あるいはそういうようなものを、数字か何かで基本的なものを、こういう要望が強かったとか、これはこうであったというものをそこでアンケートやった方が効果的であるのか、皆様たちのご意見等をお聞きできればと思います。我々には、そういうことだけでも、他にまたその辺ご意見があればお出しいただきたいと思えます。

○相馬委員（中条町）

こういう流れでこのような形に進んでいますと、これはもうバックすることできないと思うのです。ここまで来ている。いろんな意見があったとしても、だからといってもう一度一から出直すという形にはならないと思うので、今までこんな形で合併問題が進行していますということをきちっと伝えるということが、まずやっぱり原則になってくると思うのです。その上に立って、では今後どうするのかということについて、そこへプラス要望を聞くという基本線にしていかないと、改めてもう一度皆さんの意見によってどうでも動くというような形であると、今まで一体我々、この半年何をしてきたのだということになりますし、そうでなくて、やはりこれすごくうまくできていると思うのです。非常に親切に書かれておりますので、こういう経過でここまで来ましたと、今後こういうふうな方向に進みたいと思うのだということをお聞きしていただくと。その過程において、なお要望があったらいろいろご意見をお聞かせくださいと。それをこれからの私たちの協議の中でどこへ組み入れていくか、この基本線の中にどう組み入れていくかということは一応私たち協議会として任せられた仕事でないかなと。大変口幅ったい言い方ですが、そうでなければこの協議会をつくった意味もないかと思えますので、基本的にはそういう線できちっと説明して、さらにその要望を聞くという基本線だけははっきりと打ち出していただければありがたいような気がしますので。

○議長（熊倉）

はい、相馬委員ありがとうございます。

先ほど、渡辺委員の方から、要望の聞き方の集約の仕方、アンケートか何かでもした方がいいのかどうかという、そういう意見であったわけですので、その辺はどうですか。

○議長（熊倉）

はい。

○丸岡委員（中条町）

まず、ここまで来たという相馬先生の前段そのとおりだと思いますが、この方法としてこれからどこに一番住民の意思が反映されるかというふう考えた場合に、これからのことについては説明会に来た皆さんの声が将来に活かされていくのだという、そういうことで、アンケートよりも直接やっぱり意見が出されるような持っていき方といいですか、環境づくりが大事になるのではないかなと。素直に率直な意見を聞いていくといいですか、その方が説明会としてはいいのではないかなというふうに思います。

○議長（熊倉）

はい。

○渡辺委員（中条町）

私が言ったアンケートというのは、その参加した人たちに出口調査ではないのですけれども、その中で説明を受けているときに、例えば簡単な項目で自分の感じていることとか、そういうことをその場でやると。改めて全員対象でやるというのではなくて、その会場に来た人たちのための調査と。ですから、私は例えば今までの協議会だよりというのは全戸配布されていますから、あるいはホームページで見たり、だから興味ある人、あるいはその会議の中身に対して疑義を持っている人とか、そういった人たちが積極的に参加できると、おそらく出てくると思うのです。だから、そういったところで自分の感じているということに対しては、要望、意見等々が出てくると思いますので、その辺に対して、私はこの資料的にはこれで十分賄えるのかなと。あとは、Q & A的な感じは、もう事前にある程度というのは把握できる段階にありますし、その辺でいいのかなというふうに思いますけれども、ただ新市の名称に対しては前回の任意協のときに住民説明会の中でいろいろ意見も聞きますよと、その様子を見ながら次回の協議会等々でその辺をどうするか議論しましょうというふうな会長のお話もしていますので、その辺を含めてどうするのかなというふうなことでお聞きしたいのですが。

○議長（熊倉）

ほかに。

はい、どうぞ。

○坂上委員（黒川村）

皆さんとちょっと違うお話ですが、14ページの 番、議会議員の定数任期の最後の方に、平成19年4月30日で議員さんの皆様方任期満了になるわけですが、その後いよいよ新しい市での議員さんの選挙が

行われるわけでありますが、我々もよく各集落で酒飲み話で、いや、選挙はなかなか黒川村から出るのは大変だなと、よくそういうお話がございます。委員として大変恥ずかしいご質問ですが、選挙の方法はもう全部オープンになるかと思いますが、何かいい方法とか、こういう制度もございませうとか、事務局及び、伊藤さんからずばりお聞きしたいのですが。

○県市町村合併支援会伊藤

合併後の、特例後の選挙区の扱いだと思うのですがけれども、基本的には合併協議会で協議をされても結構ですし、それから新市の議会において検討されて決めても結構ですので、どちらでもよろしいのではないかなと思います。協議会で決めたいということであればその旨を一応合意しておいて、新市の議会に尊重していただくと。またその旨を条例化していただければよろしいのではないかなと思っています。

○議長（熊倉）

はい、どうぞ。

○小泉委員(中条町)

私は農業のことについて、黒川さんとは生活、農業もそうした面からいきまして農業圏、生活圏も同じところがあるというようなことで、皆さんが当初の懇談会にはそのような見解で、違和感がないというようなことで、進めてきていることは事実であります。今後、農業問題ということになっていくと、黒川さんを指して突っ込んでいくわけでありませうけれども、平場と山手というような色分けが当然出てくると思います。進め方にはちょっと違ったものが出てきやしないかと。そうしたものを平らにやるときに、もう少し皆さんと話し合いを深めながらというようなことをこれからの各地域懇談会には、私どもの農村地帯ではそうしたものが、ほとんど主体として出てくるのではないかと思ったときに、もし余りにも違った意見のないように、いいまとめ方ができるような案もここへ、ちょっと提示してもらおうと、説明と今度の結果とあわせながら進めることによって、いい方向にいくのではないかと、そんなことも思った次第であります。ひとつよろしくお願いします。

以上です。

○議長（熊倉）

これは、山間地と平場ということでの農業自体の調和という希望、意見だと思しますので、どのように載せられるか、将来の合併計画においては、十分やっぱりそれらについてのことは、配慮していかねばならないことだろうというふうに思いますので、なお事務局の方はそれを考えておいてください。

それでは、相当時間もたっておりますので、今ほど渡辺委員の方から話ありました。いわゆるこの合併説明会には、相馬委員からも話ありますように今までの任意協議会の歩み、こういうものについての説明をすることが一つと、それからそういう上に立って今後に対する希望、不安、こうしたものについて、いろいろ意見交換をしてくれということが一つだと思します。そして、今後の問題についての意見交換の集約の仕方についてはそれぞれの、ひな形があろうかと思しますので、きょう村長さんもおいで

にならないものだから、今そういうアンケートをまとめてとるか、とらないかというようなことの打ち合わせもできませんので、それはその次、この任意協議会に説明するときに、こういう意見が余計あったというまとめ方の方法論ということで、各町村単位で考えてもらおうと。アンケートとるのがよしということであれば、とればいいし、とらなくてもいいのではないかということであれば、それはとらない形での集約をするというようなことでも結構だと思いますので、その辺いかがでございましょうか。

説明会は協議会でやるのでないので、各町村でするということでありますから、そんなことは一々あれする必要もないと思うし、だから私はできれば中条地区の方においてみては、まとめるのが事務局するので、1人か2人発言しているものが、大多数がそうであったなんていうことにもならないと思うから、やっぱりできれば簡単な方法をとった方がいいなと思いますので、しかし、それはそのことはまとめ方として拘束するものではないと、やっぱり各町村単位でそのことは判断しましょうということで協議会としては理解をいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（熊倉）

そういうことにさせていただきます。

では、次回協議会について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（羽田野）

それでは、議案書の資料1ということで、次回協議会について、ということでございます。第9回協議会の開催日程、提出予定議案でございます。

初めに、協議会開催予定を8月26日としてございますけれども、ちょっと私どもの手落ちございまして、一部未調整部分がございましたので、後日この日程につきましては確定次第またご連絡を申し上げたいと思います。また、住民の方々には8月1日号の協議会日より、8月1日ごろを予定してございまして、その辺のところでは住民の方々にもお知らせ申し上げたいと思います。

それから、提出予定議案でございますけれども、今回ご提案申し上げましたものの本協議を予定してございます。それから、ほかのところでは、できましたらまたご提案申し上げたいと思っております。

それからもう一点は、説明会の意見集約の報告を申し上げまして、法定協議会立ち上げについて、ご検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（熊倉）

事務局の説明は終わりました。そういうことで、8月26日というふうなことは一応未調整の部分がありましたので、もう一度調整して後刻ご連絡申し上げるということでご了承いただきたいと思っております。

以上できょうお諮りする案件は全部終わったところでありますが、この際何か皆様たちの方からご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○事務局（小野）

会長、済みません。事務局の方から1点よろしいですか。

○議長（熊倉）

はい。

○事務局（小野）

先ほど松浦委員の方から行政委員会、農業委員会の定数についてのご指摘がありました。大変申しわけございませんでした。ご指摘のとおり、適用後最大で28名ということでございますので、改めてこの部分は訂正させていただきまして、資料の方を作成し直させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。申しわけございませんでした。

○議長（熊倉）

松浦さん、どうもありがとうございました。

ほかによろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

○坂上委員（黒川村）

ちょっときょうの一番最初に消防団の取扱い、大変申しわけないのですが、一つ訂正お願いしたいのですが、2ページの大長谷校区、下の方ですが、小長谷、鎌江あります。これ分団、20分団、21分団、これ逆にしていただければ大変ありがたいなと思っております。鎌江が20分団、小長谷が21分団なのです。

○議長（熊倉）

どうも大変失礼いたしました。

○議長（熊倉）

それでは、大変長時間熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。今ほどいろいろとご指摘いただきましたようなこと等を踏まえて、それぞれの町村の日程に従いましてこれから住民説明会等も行い、より充実した形で8月の協議会を迎えていきたいと。そして、9月には法定協議会ということで、やや実質的なものに近づいていくというような段取りにいたしたいと思っておりますので、皆様たちの方からもそれを踏まえながら今後またいろいろとご理解、ご協力をいただきたいということをお願いを申し上げまして、本日のこの協議会を終わりたいというふうに思います。本当に長時間ありがとうございました。

以上をもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。